特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	高砂市 母子保健事業関係事務(妊娠の届出から新生児 訪問指導の実施まで) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、母子保健事業関係事務における特定個人情報ファイルを 取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を 及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生 させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシ 一等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年8月14日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	母子保健事業関係事務							
②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、次の事務を行う。 ・保健指導の実施又は保健指導の勧奨に関する事務 ・新生児の訪問指導の実施に関する事務 ・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給または徴収に関する事務							
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー 4. 兵庫県電子申請共同運営システム・サービス検索機能							
2. 特定個人情報ファイル:	名							
(1)健康管理情報ファイル								
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	1 番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条							
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ・ステムによる情報連携							
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定							
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 ・番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項 2 情報照会の根拠 ・番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表70の項							
5. 評価実施機関における	担 当部署							
①部署	高砂市 健康こども部 子育て支援室 こども窓口課							
②所属長の役職名	こども窓口課長							

6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 健康こども部 子育て支援室 こども窓口課 TEL 079-441-7440 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年7月1日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
いつ時点の計数か			17年7月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、そ;] れぞれ重点項目i	評価書又は:	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	書及び 書及び	全項目評価書		
されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]		<選択肢> 1)特に力を入れ [・] 2)十分である 3)課題が残され・				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	53]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分であ	55]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	53]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた提	供を除く。)	[0]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι]		<選択肢> 1)特に力を入れ ² 2)十分である 3)課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]	接続しない(入手)	I]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]		<選択肢> 1)特に力を入れ [・] 2)十分である 3)課題が残され・				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	55]		<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻				

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人	手を介在させる作業				[]	(手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠		情報を受け渡す際に ことの確認を複数人 ⁻			による保護等を行うとともに、これらの対策を確実に	
9. 監	査						
実施の)有無	[0]	自己点検	[〕内部監査	[] 外部監査	
10. 7	従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. ±	長も優先度が高いと考	えられる	対策		[]ᡜ	≧項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優る対策	₹先度が高いと考えられ	<選択 1) 2) 3) 4) 5) 6) 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	的外の入手が行われ 的を超えた紐付け、 限のない者によって 託先における不正な 正な提供・移転が行 報提供ネットワーク	れるリスク 事務に必ず 不正に付います かいまま かいまま シンステム・バステム・バステム・バステム・バステム・バステム・バステム・バステム・バ	ウへの対策 な要のない情報 を用されるリス のリスクへの対策 になりへの対策 を通じて日的な を通じて不正プ	服との紐付けが行われるリスクへの対策 、クへの対策 対策 を(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策	
当該対策は十分か【再掲】		[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。					

変更簡所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和7年4月 1日	新規			事後	健康増進課からの事業引継ぎ に伴う申請			
令和7年8月 1日	IIしきい値判断項目1対象人 数いつの時点の計数か	令和6年12月20日時点	令和7年7月1日時点	事後				
令和7年8月 1日	II しきい値判断項目2取扱者 数いつの時点の計数か	令和6年12月20日時点	令和7年7月1日時点	事後				